

平成31年度  
障害福祉活動支援助成金  
募集要項



本助成金は、できるだけ早く施設・団体が事業を実施できるようにするため、平成31年度予算の確定前に募集を行います。

したがって、申請後に本助成金の予算や内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

## 1 助成金の趣旨

障害福祉活動支援助成金は、財団法人長谷川身体障害者福祉財団からいただいたご寄附を原資に、市内の障害者施設及び団体の活動を支援することを目的に交付するものです。

## 2 助成対象施設・団体

助成の対象となるのは、川口市内に所在し、原則として次の(1)(2)のいずれかに該当する施設・団体です。

ただし、公序良俗に反する行為を行っている、暴力団等に関与している、または障害福祉活動支援助成金の目的に合致しない施設・団体は除きます。

- (1) 法人格を有し、主に障害者を対象に活動する施設
- (2) かわぐちボランティアセンターまたはかわぐち市民パートナーステーションに適正に登録され、川口市内において主に障害者を対象に活動し、現に活動実績のある団体

## 3 助成対象事業と助成種別

〈助成対象事業〉

助成の対象となる事業は、原則として川口市内において主に障害者を対象に実施する事業及び障害者福祉の向上に資する事業です。

〈助成種別〉

助成の種別として、次の2種類があります。どちらかを選んで申請してください。

- (1) 備品購入  
施設・団体が通常行っている福祉事業に用いる備品の購入費等の助成
- (2) 社会福祉事業  
施設・団体が特別に行う福祉事業に要する事業費の助成

## 4 助成対象外事業

次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としません。

- (1) 国又は地方公共団体、企業、財団等の他の制度による助成を受けている事業
- (2) 政治及び宗教活動を目的とした事業
- (3) 営利を目的とした事業(事業による収益が団体の活動資金になるもの)

## 5 助成の要件と助成額

### (1) 備品購入

要件	<p>①助成の対象となる備品の要件は以下の全てを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設・団体が通常行っている福祉事業において直接使用する物品</li><li>・相応の期間にわたって継続的に使用する物品</li><li>・助成年度内に購入する物品</li><li>・原則として単価が10,000円以上の物品</li></ul> <p>②助成対象経費は備品費とする。</p> <p>【例外】以下の物品等については、地域福祉推進委員会の審査において助成の適否を判断しますので、申請前に必ず担当者に相談してください。</p> <p>■10,000円以下の物品で、その本来的な用途として繰り返し継続的に使用するもの（スプーン・皿などの食器類、調理器具など）。</p> <p>■PRや宣伝効果が得られるもの（店舗名の入った袋・包装紙など）。ただし、配布を目的としたものは認めない（チラシ・カレンダー、店舗名の入ったグッズなど）。</p>
助成額	100,000円以内で、助成対象経費の10分の8を限度とする。

### (2) 社会福祉事業

要件	<p>①助成の対象となる事業の要件は以下の全てを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設・団体が特別の行う福祉事業（通常事業以外の行事・講座など）</li><li>・助成年度に完結する事業</li></ul> <p>②助成対象経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則的に諸謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、会場費、原材料費とする。</li><li>・その他、事業を行ううえで必要となる経費がある場合は、地域福祉推進委員会の審査において助成の適否を判断する。</li><li>・施設・団体の運営経費にあたるものは認めない。</li></ul>
助成額	100,000円以内で、助成対象経費の10分の8を限度とする。

## 6 助成限度回数

○助成の種別に関わらず、原則として各年度において申請できるのは、1施設・団体につき1事業です。

各年度において同一法人が複数の申請を行うことは認めません。

○助成を受けた初年度を含め、3力年の間は連続して助成を申請することができます。

また、その後1年間の期間を経た後、再度申請することができます。

← 申請可能期間 →			← 申請可能期間 →			
H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
助成金 交付	申請	申請	申請 不可	申請	申請	申請

※平成31年度に助成を受けた場合、平成33年度まで助成申請が可能となります。その後、1年期間を空ければ平成35年度から再び申請が可能となります。

## 7 申請に必要な書類

この助成金の申請には次の書類が必要になりますので、すべて揃えて提出してください。

①様式第1号「助成金交付申請書」	社協の指定様式で提出
②申請団体確認書	
③申請事業説明書	
④申請事業予算書	
⑤パンフレット等、施設・団体の活動がわかるもの	
⑥平成31年度の施設・団体の収支予算書	総会資料等でも可 ⑥～⑨は暫定的なもの で可
⑦平成31年度の施設・団体の事業計画書	
⑧平成30年度の施設・団体の収支決算書	
⑨平成30年度の施設・団体の事業報告書	
⑩その他 ・会則、役員名簿	
・見積書（備品購入費の助成、印刷の発注等）	

※事業終了後、所定の報告書を提出していただきます。

## 8 注意事項

- 助成事業の予算や助成金の使途が申請時と実態とで大きく異なる場合、助成金の交付後に返金していただく場合があります。できるだけ正確に予算を組んで申請するようにしてください。
- 書類の不備がないよう、前ページの表をもとに、よくご確認ください。
- 申請後、申請内容の確認のため、担当が施設・団体に伺うことがあるので、ご了承ください。
- 社協の会計年度の予算内で助成金を交付していますので、各施設・団体からの申請総額が社協の予算額を超える場合は、審査において交付額の調整をします。

### ◆募集要項・申請書類配布期間

平成31年1月15日（火）～1月31日（木）

- 期間内に、市社協窓口（青木会館2階企画総務課、かわぐちボランティアセンター、やすらぎ会館）で配布します。
- データで申請書を希望されるかたは、下記のアドレスに「施設・団体名」「担当者名」「電話番号」「申請予定の助成種別」を明記してメールを送ってください。その後、メールで返送します。
- 1月31日を過ぎて申請書の配布は行いません。

### ◆申請受付期間

平成31年2月1日（金）～2月22日（金）（土・日曜、祝日除く）

- 申請は「青木会館2階 企画総務課」に直接お持ちください。郵送やFAXでは受け付けませんので、必ず事前に電話し、担当者と日時を合わせたいお越しください。
- 2月22日を過ぎて申請は受け付けません。

※助成金に関する相談は青木会館2階 企画総務課（下記担当）のみで受け付けます。細かな条件がありますので、ご不明の点はお問い合わせください。

### ◆審査

平成31年3月中旬～下旬を予定

### ◆助成金の交付

平成31年4月中旬～4月下旬を予定

#### 問い合わせ

川口市社協 企画総務課 担当 西

TEL 048-252-1294 FAX 048-256-4344

E-mail [kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp](mailto:kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp)

◆過去3年間の助成事業の例（平成28年度～平成30年度）

〈備品購入〉

年 度	品 名
28	防犯カメラ
	コーヒーカップ・スプーン、ソーサー、トレイ等
	ノートパソコン
	作業テーブル、整理棚等
	作業台
	畳表幅裁断機
29	作業台
	ノートパソコン、電動コーヒーミル
30	卓上ミキサー
	ディスプレイ棚

〈社会福祉事業〉

年 度	事 業 名
28	あの日あの時（地域との共生を考えるシンポジウム）
29	中途失聴・難聴者対象手話教室
30	中途失聴・難聴者対象手話教室